

**令和元年度ファミリーサポートセンターのアドバイザー資質向上
及び広報事業実施業務の委託に係る企画提案競技実施要領**

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の目的

子育て援助活動支援事業に基づく県内のファミリー・サポート・センターに従事するアドバイザーの資質向上、ファミリー・サポート・センター間の連携並びにファミリー・サポート・センター事業に係る広報を通して、地域における子育て支援機能の充実を図る。

(2) 業務を委託する期間

契約日から令和2年2月29日まで

(3) 委託料

693千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

* 委託料の支払いは概算払とする。

2 委託業務の内容

別紙「令和元年度ファミリー・サポート・センターのアドバイザー資質向上及び広報事業実施業務委託仕様書」のとおり

3 委託業者選定方法

企画書等の関係書類による企画提案競技方式とし、その方法は書類審査とする。

審査に当たっては、以下の審査基準に基づき、業務委託に最も適格な業者1者を選定する。

- ア 業務運営の確実性
- イ 企画内容の優位性
- ウ 運営業務に対する熱意、過去の実績
- エ 見積書の妥当性

4 参加資格

- ア 宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人又は、団体であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- エ 本業務について、十分な業務遂行能力を有していること。
- オ この公告の日から契約締結までの間で、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。
- カ 暴力団でないこと、又は、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人等でないこと。

5 予定スケジュール

実施広告	令和元年7月 5日（金）
質問書受付期限	令和元年7月19日（金）
企画提案書等提出期限	令和元年7月26日（金）
審査結果通知	令和元年8月 2日（金）

6 質問書について

本企画提案競技について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問書（別紙1）を令和元年7月19日までに、本要領「8 問合せ先」宛に電子メールで提出すること。

質問への回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く）に質問者へ電子メールで送付することとする。

なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県ホームページにて回答を公開する。

7 企画書等について

以下により企画書及び見積書を作成する。なお、著作権等に問題が生じないようにすること。

(1) 企画書

ア 様式等

A4サイズとし、様式は任意とする。

イ 記載事項

(ア) 企画・提案の内容

別紙委託仕様書の2のすべての業務について、手段、スケジュールを含め、企画・提案の内容が具体的に分かるように記載すること。

(イ) 全体スケジュール

(ロ) 業務実施にあたるスタッフ体制

(ハ) 業務実施にあたっての優位性及び特色

業務を実施する上で、他の法人と比較した優位性（過去の類似事業実績、スタッフの実績等）や特色などがあれば記載

(ニ) 法人又は団体の概要

・業務内容、業務実績

・財務状況（直近の決算書類(貸借対照表、損益計算書等)）

(2) 見積書

- ・企画に応じた予算の見積書を提出すること。

※見積額は、693千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

- ・業務名は「令和元年度ファミリー・サポート・センターのアドバイザー資質向上及び広報事業実施業務」とすること。

(3) 見積りにあたっての注意事項

研修会の参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

(4) 提出場所等

ア 提出場所

本実施要領「8 問合せ先」に同じ

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出部数

企画書4部、見積書1部

エ 提出期限

令和元年7月26日（金）午後5時まで

(4) その他

- ・提出された書類は、原則として返却しない。
- ・選考に当たって、必要があれば企画書、見積書以外の資料の提示を求める場合がある。
- ・選定結果の異議申し立ては認めない。
- ・採用された企画案は、協議の上、手直しする場合がある。

8 問合せ先

〒880-8501

宮崎市橋通東2丁目10番1号

福祉保健部こども政策局こども政策課 子育て支援担当

電話 : 0985-26-7056

ファックス : 0985-26-3416

電子メール : kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp

9 選定結果の通知

令和元年8月2日（金）までに受託者を決定し、参加者に通知する。